

第 12 保険薬局に係る厚生労働

大臣が定める揭示事項（揭示事項等告示第 13 関係）

令和 6 年度診療報酬改定でデジタル原則に基づき書面揭示についてインターネットでの閲覧を可能な状態にすることを原則義務づけよう求められていることを踏まえ、セガファーマグループにおいて必要な事項を下記に掲載します。

保険調剤

■ 厚生労働大臣が定める調剤報酬に基づき保険調剤を行っています。

・当薬局は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとし、四国厚生支局に届け出を行い、特掲診療料を算定しています。（特掲診療料の施設基準届出内容については、② **調剤報酬点数表に基づき地方厚生（支）局長に届け出た事項に関する事項及び各店舗ごとの届出状況一覧**でご確認ください。）

① **調剤報酬点数表の第 2 節区分番号「10の2」調剤管理料及び区分番号「10の3」服薬管理指導料に関する事項について**

調剤管理料

患者さまやご家族等から収集した投薬歴や副作用・アレルギー歴、服用状況等の情報、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等

に基づき、処方されたお薬の薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。

必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

服薬管理指導料

患者さまごとに作成した薬剤服用歴に基づいて、処方されたお薬に重複、相互作用、アレルギー等のリスクがないか確認したうえで、薬剤情報提供文書により情報提供し、お薬の服用に関し、正しい服用方法、使用方法や注意点について説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまやご家族等と対話することにより、服用状況、薬剤使用期間中の体調変化、残薬の状況等を確認し、処方されたお薬が適切に使用していただくために必要な服薬指導を行っています。

お薬をお渡しした後も、薬剤師が必要と判断する場合、お薬の使用期間中の体調変化や服薬状況について継続的に確認を行い、説明やアドバイスを行っています。

② 調剤報酬点数表に基づき地方厚生（支）局長に届け出た事項

に関する事項

届け出事項一覧

当薬局グループが届け出ている届け出事項の一覧は下記の通りです。

各店舗に於いて施設基準を満たした上で届け出しております。

- ①調剤基本料 1 ～ 2
- ②地域支援・医薬品供給対応体制加算 2 ～ 4
- ③連携強化加算
- ④バイオ後続品調剤体制加算
- ⑤在宅薬学総合体制加算 1 ～ 2
- ⑥電子的調剤情報連携体制整備加算
- ⑦服薬管理指導料注 1（かかりつけ薬剤師）
- ⑧特定薬剤管理指導加算 2
- ⑨調剤ベースアップ評価料
- ⑩在宅患者訪問薬剤管理指導

・店舗ごとの届け出内容は**各店舗ごとの届出状況一覧**よりご確認ください。

・届け出事項の状況は同じ店舗でも変動する場合があります。詳細は各店舗へお問い合わせください。

③ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号）第 4 条の 2 第 2 項及び第 4 条の 2 の 2 第 1 項並びに療担基準第 26 条の 5 第 2 項及び第 26 条の 5 の 2 第 1 項に規定する明細書の発行状況に関する事項

明細書発行に関する掲示

当薬局では、医療の透明性を大切にし、患者さまへ積極的に情報をご提供するため、領収証とあわせて「調剤報酬の算定項目が記載された明細書」を無料でお渡ししております。医療費の自己負担がない公費負担医療の方につきましても、ご希望があれば明細書を無料で発行いたします。明細書には、調剤に使用されたお薬の名前や服用量などが記載されております。ご家族など代理の方が会計される場合も、同様の明細書をお渡しすることになりますので、明細書の発行を希望されない場合は、お手数ですが会計時にお知らせください

療養給付と直接関係ないサービス

- ・必要に応じて薬剤の容器代をいただくことがございます。
- ・在宅医療に係る交通費をいただくことがございます。
- ・患者様のご希望によるお薬の郵送の場合、原則患者様のご負担となります。

長期収載品の調剤

長期収載品を希望される場合、国の制度に基づき「特別の料金」を徴収致します。制度について

ご理解いただき、ご不明な点はお気軽にご相談下さい。

※「特別の料金」とは厚生労働省が定めにより長期収載品（先発医薬品）を、理由もなく使用する場合に後発医薬品との差額の2分の1（消費税10%別）を通常のお薬代金に別途追加してお支払いして頂きます。

詳しくはこちら（厚生労働省資料）

[令和8年6月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み](#)

各店舗ごとの届出状況一覧

＜調剤報酬点数表に基づき地方厚生支局長に届け出た事項に関する事項＞

の店舗ごとの届出状況

令和 8 年 10 月 1 日現在

オレンジ薬局城南店	調剤基本料 1 地域支援・医薬品供給対応体制加算 3 連携強化加算 バイオ後続品調剤体制加算 在宅薬学総合体制加算 1 電子的調剤情報連携体制整備加算 服薬管理指導料注 1（かかりつけ薬剤師） 特定薬剤管理指導加算 2 調剤ベースアップ評価料 在宅患者訪問薬剤管理指導
オレンジ薬局城東店	調剤基本料 1 地域支援・医薬品供給対応体制加算 3 連携強化加算 バイオ後続品調剤体制加算 在宅薬学総合体制加算 1 電子的調剤情報連携体制整備加算 服薬管理指導料注 1（かかりつけ薬剤師） 特定薬剤管理指導加算 2 調剤ベースアップ評価料 在宅患者訪問薬剤管理指導
オレンジ薬局津田店	調剤基本料 1 地域支援・医薬品供給対応体制加算 3 連携強化加算 バイオ後続品調剤体制加算 在宅薬学総合体制加算 1 電子的調剤情報連携体制整備加算 服薬管理指導料注 1（かかりつけ薬剤師）

	特定薬剤管理指導加算 2 調剤ベースアップ評価料 在宅患者訪問薬剤管理指導
オレンジ薬局中田店	調剤基本料 1 地域支援・医薬品供給対応体制加算 3 連携強化加算 バイオ後続品調剤体制加算 在宅薬学総合体制加算 1 電子的調剤情報連携体制整備加算 服薬管理指導料注 1（かかりつけ薬剤師） 特定薬剤管理指導加算 2 調剤ベースアップ評価料 在宅患者訪問薬剤管理指導
オレンジ薬局金磯店	調剤基本料 1 地域支援・医薬品供給対応体制加算 3 連携強化加算 バイオ後続品調剤体制加算 在宅薬学総合体制加算 1 電子的調剤情報連携体制整備加算 服薬管理指導料注 1（かかりつけ薬剤師） 特定薬剤管理指導加算 2 調剤ベースアップ評価料 在宅患者訪問薬剤管理指導
オレンジ薬局西麻植店	調剤基本料 1 地域支援・医薬品供給対応体制加算 3 連携強化加算 バイオ後続品調剤体制加算 在宅薬学総合体制加算 1 電子的調剤情報連携体制整備加算 服薬管理指導料注 1（かかりつけ薬剤師） 特定薬剤管理指導加算 2 調剤ベースアップ評価料 在宅患者訪問薬剤管理指導
オレンジ薬局上板店	調剤基本料 1 地域支援・医薬品供給対応体制加算 2 連携強化加算

	バイオ後続品調剤体制加算 在宅薬学総合体制加算 1 電子的調剤情報連携体制整備加算 服薬管理指導料注 1（かかりつけ薬剤師） 特定薬剤管理指導加算 2 調剤ベースアップ評価料 在宅患者訪問薬剤管理指導
オレンジ薬局下浦店	調剤基本料 1 地域支援・医薬品供給対応体制加算 3 連携強化加算 バイオ後続品調剤体制加算 在宅薬学総合体制加算 1 電子的調剤情報連携体制整備加算 服薬管理指導料注 1（かかりつけ薬剤師） 特定薬剤管理指導加算 2 調剤ベースアップ評価料 在宅患者訪問薬剤管理指導
オレンジ薬局敷地店	調剤基本料 2 地域支援・医薬品供給対応体制加算 4 連携強化加算 バイオ後続品調剤体制加算 在宅薬学総合体制加算 1、2 電子的調剤情報連携体制整備加算 服薬管理指導料注 1（かかりつけ薬剤師） 調剤ベースアップ評価料 在宅患者訪問薬剤管理指導

その他掲示物・公開が必要な情報等

連携強化加算に関する事項

オレンジ薬局全店は以下の基準を満たしています。

- ・ 第二種指定医療機関の指定
- ・ 感染症や災害発生時の体制整備および周知
- ・ 感染症や災害発生時の手順書作成および職員との共有
- ・ 被災状況に応じた研修および地域協議会、研修、訓練等への参加計画

実施

- ・ 被災状況に応じた医薬品、衛生材料、検査キット等の備蓄および提供体

制の整備

- ・ 自治体からの要請に応じた人員派遣の協力体制の整備
- ・ オンライン服薬指導およびセキュリティ対策の整備
- ・ 要指導医薬品・一般用医薬品・検査キットの取り扱い

居宅療養管理指導の重要事項説明書に関する事項

オレンジ薬局城南店	<u>城南店重要事項説明書</u>
オレンジ薬局城東店	<u>城東店重要事項説明書</u>
オレンジ薬局津田店	<u>津田店重要事項説明書</u>
オレンジ薬局中田店	<u>中田店重要事項説明書</u>
オレンジ薬局金磯店	<u>金磯店重要事項説明書</u>
オレンジ薬局西麻植店	<u>西麻植店重要事項説明書</u>
オレンジ薬局上板店	<u>上板店重要事項説明書</u>
オレンジ薬局敷地店	<u>敷地店重要事項説明書</u>
オレンジ薬局下浦店	<u>下浦店重要事項説明書</u>